

公 告  
令和5年6月12日

周南市誕生20周年記念式典及び交流イベント運営業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

## 1 業務の概要

### (1) 業務名称

周南市誕生20周年記念式典及び交流イベント運営業務

### (2) 業務の目的

周南市誕生20周年の節目を迎え、これまで市政の推進にご尽力いただいた方の功績を称え、今後一層の本市の発展と活力あるまちづくりにつなげるために記念式典及び交流イベントを開催し、多くの市民に参加いただくことで新型コロナウイルス感染症により失われてきた、人と人がつながる機会を再構築することを目的とする。

### (3) 業務内容

「周南市誕生20周年記念式典及び交流イベント運営業務仕様書」のとおり

### (4) 業務期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

### (5) 履行場所

周南市文化会館 外

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることを要件とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「企画・製作」の（小分類）「イベント等の企画」及び（小分類）「イベント等の運営」に登録されている市内

業者（周南市内に本社本店を有する者）であること。

- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、周南市から指名停止の措置を受けておらず、かつ、受けることが明らかな者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年2月28日までに提出し、受付が完了していること。

### 3 参加手続

- (1) 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市総務部総務課

電話 (0834) 22-8261

FAX (0834) 22-8266

E-mail somu@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当課で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

#### ア 質問方法

質問書（様式1）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

#### イ 受付期間

令和5年6月13日（火）から令和5年6月19日（月）17時までとする。（ただし、受信確認は、土曜日、日曜日を除く9時から17時までとする。）

#### ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

#### エ 回答方法

令和5年6月22日（木）15時以降に周南市公式ホームページに掲載する。

- (4) 参加表明書の提出

#### ア 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も提出期限必着とする。）

※持参による受付時間は、土曜日、日曜日を除く8時30分から17時までとする。ただし、提出期限日は12時までとする。

※郵便による場合は、受取日時及び配達証明が証明できる方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできません。

- イ 提出期限  
令和5年6月26日(月) 12時必着
- ウ 提出場所  
(1)に同じ。
- エ 参加資格確認結果  
参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

#### (5) 企画提案書等の提出

- ア 提出期間  
令和5年6月28日(水)から令和5年7月12日(水)12時までとする。  
(受付時間帯は、土曜日、日曜日を除く9時から17時までとする。  
ただし、提出期間の最終日は12時までとする。)
- イ 提出場所  
(1)に同じ。
- ウ 提出方法  
郵送又は持参(いずれの場合も提出期限必着とする。)  
※郵便による場合は、受取日時及び配達証明が証明できる方法によることとし、  
郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する  
異議申し立てはできません。
- エ 提出部数
  - ①企画提案書表紙・・・1部
  - ②企画提案書・・・正本1部、副本8部  
※副本には、企業ロゴ等、提案者が特定できるものを記載しないこと。
  - ③見積書及び内訳書・・・1部
  - ④業務実施体制・・・1部

#### 4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市誕生20周年記念式典及び交流イベント運営業務プロポーザル評価会」が行い、評価会による評価結果をもとに市が受託候補者を選定する。

#### 5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)の定めるところによるものとする。

## 6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は無効とする。
  - ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
  - ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
  - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
  - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。